

山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療の保険料の減免の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）第17条に規定する保険料の減免の基準について必要な事項を定めるものとする。

(災害による保険料の減免)

第2条 条例第17条第1項第1号の規定により保険料を減免することができる被保険者は、当該被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財その他の財産（以下「財産」という。）のうち、これらの者が使用するものについて、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（被保険者又は連帯納付義務者の故意又は重大な過失による場合を除く。以下「災害」という。）により損害を受けた者とする。

2 前項に該当する被保険者について、災害により損害を受けた金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）の災害前における財産の価格に対する割合（以下「財産の損害の割合」という。）が別表第1の左欄に掲げる割合であり、かつ、当該被保険者につき算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「総所得金額等の合計額」という。）について、当該損害を受けた日の属する年度の初日の属する年の前年分の総所得金額等の合計額が当該中欄に掲げる金額である者につき、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては災害を受けた日の属する月から起算して1年以内に納期が到来する保険料の金額に、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては災害を受けた日の属する月から起算して1年以内に特別徴収対象年金給付の支払日が到来する保険料の金額にそれぞれ当該右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た金額を減免することができる。

(世帯主の死亡等による被保険者均等割額の減免)

第3条 条例第17条第1項第2号から第5号までの規定により被保険者均等割額を減免することができる被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する理由が生じた日において世帯に属する者に限る。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに政令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額（以下「世帯の軽減判定所得額」という。）について、条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する理由が生じた日の属する月の翌月から1年間の見込額として算定した世帯の軽減判定所得額に当該各号に規定する理由が生じたことにより発生した収入の金額を加算した金額を条例第13条第1項の合算額とみなして、同項を適用した場合における同項各号の区分（以下「軽減の区分」という。）が同項第1号に該当し、かつ、当初の被保険者均等割額（条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する理由が生じた日の

属する年度の翌年度又は翌々年度については、当該翌年度又は当該翌々年度の確定賦課による被保険者均等割額とする。以下同じ。)を算定したときの条例第13条第1項各号の区分が同項第2号に該当する被保険者

(2) 軽減の区分が条例第13条第1項第1号に該当し、かつ、当初の被保険者均等割額を算定したときの同項各号の区分が同項第3号に該当する被保険者

(3) 軽減の区分が条例第13条第1項第1号に該当し、かつ、当初の被保険者均等割額を算定したときの同項各号の区分が同項第1号から第3号までのいずれにも該当しない被保険者

(4) 軽減の区分が条例第13条第1項第2号に該当し、かつ、当初の被保険者均等割額を算定したときの同項各号の区分が同項第1号から第3号までのいずれにも該当しない被保険者

2 前項に該当する被保険者について、別表第2の第1欄に掲げる条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する理由が生じた時期の区分に従い、同表の第2欄に掲げる減免期間の被保険者均等割額について、同表の第3欄に掲げる第3条第1項各号の区分に従い、条例第17条第2項の規定による申請書の提出があった日の属する月(別表第2において「申請月」という。)から同表の第4欄に掲げる金額を減免することができる。

3 前項の場合において、条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する理由が当該年度の確定賦課前に生じ、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては当該確定賦課後に初めて到来する納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては当該確定賦課後に初めて到来する特別徴収対象年金給付の直近の支払日前7日までに申請書の提出があつた場合は、申請月は賦課期日の属する月とする。

(障害又は事業若しくは業務の休廃止等による所得割額の減免)

第4条 条例第17条第1項第3号から第5号までの規定により所得割額を減免することができる被保険者は、総所得金額等の合計額について、当初の所得割額(当該各号に規定する理由が生じた日の属する年度の翌年度又は翌々年度については、当該翌年度又は当該翌々年度の確定賦課による所得割額とする。以下同じ。)を算定したときの総所得金額等の合計額(一時的な所得があるときは、これを除く。)から当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から1年間の見込額として算定した総所得金額等の合計額に当該各号に規定する理由が生じたことにより発生した収入の金額を加算した金額(以下「総所得金額等の合計見込額」という。)を減じて得た金額を当初の所得割額を算定したときの総所得金額等の合計額(一時的な所得があるときは、これを除く。)で除して得た割合が10分の3以上であり、かつ、総所得金額等の合計見込額が91万円以下である者とする。

2 前項に該当する被保険者について、別表第3の左欄に掲げる条例第17条第1項第3号から第5号までに規定する理由が生じた時期の区分に従い、同表の中欄に掲げる減免期間の所得割額について、同条第2項の規定による申請月から同表の右欄に掲げる金額を減免することができる。

3 前項の場合において、条例第17条第1項第3号から第5号までに規定する理由が当該年度の確定賦課前に生じ、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつて

は当該確定賦課後に初めて到来する納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては当該確定賦課後に初めて到来する特別徴収対象年金給付の直近の支払日前7日までに申請書の提出があつた場合は、申請月は賦課期日の属する月とする。

(給付制限を受けた場合の保険料の減免)

第5条 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第89条の刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に入所した日の属する月から出所した日の属する月の前月までの期間の保険料は、これを免除する。

(減免適用の優先)

第6条 第2条から前条までの規定において2以上の減免の理由に該当するときは、減免できる金額の多いものについて、これを適用するものとする。

(端数処理)

第7条 第2条から第5条までの規定により算定した減免額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(国等による財政支援が行われる場合の特例)

第8条 保険料の減免に対して国等による財政支援が行われる場合には、第2条から第4条までの規定にかかわらず、保険料の減免の取扱いについて、別に定めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成20年度の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

財産の損害の割合	総所得金額等の合計額	減免の割合
100分の30以上 100分の50未満	500万円以下	100分の50
	500万円を超え750万円以下	100分の25
	750万円を超え1,000万円以下	100分の12.5
100分の50以上	500万円以下	100分の100
	500万円を超え750万円以下	100分の50
	750万円を超え1,000万円以下	100分の25

別表第2（第3条関係）

条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する理由が生じた時期	減免期間	第3条第1項各号の区分	金額
当該年度の4月1日から12月31日まで	当該年度の3月31日まで及び当該年度の翌年度	第1号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に5分の2を乗じて得た金額
		第2号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に8分の5を乗じて得た金額
		第3号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に10分の7を乗じて得た金額
		第4号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に10分の5を乗じて得た金額
当該年度の1月1日から3月31日まで	当該年度の3月31日まで、当該年度の翌年度及び当該年度の翌々年度	第1号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に5分の2を乗じて得た金額
		第2号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に8分の5を乗じて得た金額

		第3号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に10分の7を乗じて得た金額
		第4号に該当する者	申請月以降に納期が到来する当初の被保険者均等割額の金額に10分の5を乗じて得た金額

別表第3（第4条関係）

条例第17条第1項第3号から第5号までに規定する理由が生じた時期	減免期間	金額
当該年度の4月1日から12月31日まで	当該年度の3月31日まで	申請月以降に納期の到来する当初の所得割額の金額から、総所得金額等の合計見込額により算定した当該年度の所得割額の見込額の12分の1に相当する金額に第4条第2項並びにこの表の左欄及び中欄の規定により減免することができる月数を乗じて得た金額を減じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額
	当該年度の翌年度	申請月以降に納期の到来する当初の所得割額の金額から総所得金額等の合計見込額により算定した当該年度の所得割額の見込額を減じた金額に2分の1を乗じて得た金額
当該年度の1月1日から3月31日まで	当該年度の3月31日まで	申請月以降に納期の到来する当初の所得割額の金額から、総所得金額等の合計見込額により算定した当該年度の所得割額の見込額の12分の1に相当する金額に第4条第2項並びにこの表の左欄及び中欄の規定により減免することができる月数を乗じて得た金額を減じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額
	当該年度の翌年度及び翌々年度	申請月以降に納期の到来する当初の所得割額の金額から総所得金額等の合計見込額により算定した当該年度の所得割額の見込額を減じた金額に2分の1を乗じて得た金額